

○愛玩動物用飼料等の検査法（平成 21 年 9 月 1 日付け 21 消技第 1764 号）一部改正 新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章 通則	第 1 章 通則
1~5 （略）	1~5 （略）
6 試 薬	6 試 薬
(1) 試薬は、以下に掲げる場合及び別に規定する場合を除き、別表 1 に規定するものとする。	(1) 試薬は、以下に掲げる場合及び別に規定する場合を除き、別表 1 に規定するものとする。
ア 農薬の分析法に用いる溶媒は、 <u>産業標準化法</u> （昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本 <u>産業規格</u> （以下「JIS」という。）に定める残留農薬・PCB 試験用試薬又はこれと同等のものを用いる。	ア 農薬の分析法に用いる溶媒は、 <u>工業標準化法</u> （昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本 <u>工業規格</u> （以下「JIS」という。）に定める残留農薬・PCB 試験用試薬又はこれと同等のものを用いる。
イ （略）	イ （略）
(2)~(5) （略）	(2)~(5) （略）
7~14 （略）	7~14 （略）
第 2 章 （略）	第 2 章 （略）
第 3 章 水分及び生菌数	第 3 章 水分及び生菌数

改正後	改正前
<p>1 水分 (略)</p> <p>2 生菌数 (適用範囲：ドライ製品、セミドライ製品及びウェット製品) <u>第2章の2に定める分析用試料の調製は行わず、分析に用いる。</u> 試薬等並びに器具類は必要に応じ、滅菌したものをを用いる。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章~第7章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 病原微生物</p> <p>1 サルモネラ (適用範囲：ドライ製品、セミドライ製品、<u>ウェット製品、成型ジャーキー及び素材乾燥ジャーキー（ハードタイプ^{注1}及びソフトタイプ）</u>) <u>第2章の2に定める分析用試料の調製は行わず、分析に用いる。</u> 水、試薬等並びに器具類は必要に応じ、滅菌したものをを用いる。 培地等で pH の調整を要する場合は、塩酸（1 mol/L）又は水酸化ナトリウム溶液（1 mol/L）を用いる。</p> <p style="text-align: center;">A 試薬等の調製</p> <p>1) 界面活性剤溶液 界面活性剤^{注2}溶液（10 v/v%）を 121 °C で 15 分間高圧蒸気滅菌する。</p> <p>2)~4) (略)</p> <p>5) ハーナ・テトラチオン酸塩培地^{注3} ペプトン 18 g、酵母エキス 2 g、ブドウ糖 0.5 g、マンニトール 2.5 g、塩化ナトリウム 5 g、チオ硫酸ナトリウム（無水）26 g、デオキシコール酸ナトリウム</p>	<p>1 水分 (略)</p> <p>2 生菌数 (適用範囲：ドライ製品、セミドライ製品及びウェット製品)</p> <p>試薬等並びに器具類は必要に応じ、滅菌したものをを用いる。 (略)</p> <p style="text-align: center;">第4章~第7章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 病原微生物</p> <p>1 サルモネラ (適用範囲：ドライ製品、セミドライ製品及びウェット製品)</p> <p>水、試薬等並びに器具類は必要に応じ、滅菌したものをを用いる。 培地等で pH の調整を要する場合は、塩酸（1 mol/L）又は水酸化ナトリウム溶液（1 mol/L）を用いる。</p> <p style="text-align: center;">A 試薬等の調製</p> <p>1) 界面活性剤溶液 界面活性剤^{注1}溶液（10 v/v%）を 121 °C で 15 分間高圧蒸気滅菌する。</p> <p>2)~4) (略)</p> <p>5) ハーナ・テトラチオン酸塩培地^{注2} ペプトン 18 g、酵母エキス 2 g、ブドウ糖 0.5 g、マンニトール 2.5 g、塩化ナトリウム 5 g、チオ硫酸ナトリウム（無水）26 g、デオキシコール酸ナトリウム</p>

改正後	改正前
<p>0.5 g、炭酸カルシウム 25 g 及びブリリアントグリーン 10 mg を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.3~7.5 に調整する。</p> <p>これを 45 °C 以下に冷却した後、ヨウ素・ヨウ化カリウム溶液 40 mL を加え、かき混ぜながら 25 mL の培養瓶に 10 mL 分注する。</p> <p>6) ラパポート・バシリアディス培地^{註4} パパイン消化大豆 5 g、塩化ナトリウム 8 g、リン酸二水素カリウム 1.6 g、塩化マグネシウム六水和物 40 g 及びマラカイトグリーンシュウ酸塩 40 mg を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 5.1~5.3 に調整する。これを 25 mL の培養瓶に 10 mL 分注する。</p> <p>7) DHL 寒天培地^{註5} ペプトン 20 g、肉エキス 3 g、スクロース 10 g、ラクトース一水和物 10 g、クエン酸三ナトリウム二水和物 1 g、クエン酸鉄 (III) アンモニウム 1 g、チオ硫酸ナトリウム (無水) 2.2 g、デオキシコール酸ナトリウム 1 g、ニュートラルレッド 30 mg 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.2~7.4 に調整する。</p> <p>なお、必要に応じてノボビオシンナトリウムを培地 1,000 mL に対して 20 mg 加える。</p> <p>これをペトリ皿に一様に広がるように 20 mL 分注し、水平に静置して凝固させた後、倒置してふたをわずかにずらし、35~37 °C で 1 時間静置して培地表面を乾燥させる。</p> <p>8) ブリリアントグリーン寒天培地^{註6} ペプトン 10 g、酵母エキス 3 g、スクロース 10 g、ラクトース一水和物 10 g、塩化ナトリウム 5 g、フェノールレッド 80 mg、ブリリアントグリーン 12.5 mg 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して</p>	<p>0.5 g、炭酸カルシウム 25 g 及びブリリアントグリーン 10 mg を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.3~7.5 に調整する。</p> <p>これを 45 °C 以下に冷却した後、ヨウ素・ヨウ化カリウム溶液 40 mL を加え、かき混ぜながら 25 mL の培養瓶に 10 mL 分注する。</p> <p>6) ラパポート・バシリアディス培地^{註3} パパイン消化大豆 5 g、塩化ナトリウム 8 g、リン酸二水素カリウム 1.6 g、塩化マグネシウム六水和物 40 g 及びマラカイトグリーンシュウ酸塩 40 mg を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 5.1~5.3 に調整する。これを 25 mL の培養瓶に 10 mL 分注する。</p> <p>7) DHL 寒天培地^{註4} ペプトン 20 g、肉エキス 3 g、スクロース 10 g、ラクトース一水和物 10 g、クエン酸三ナトリウム二水和物 1 g、クエン酸鉄 (III) アンモニウム 1 g、チオ硫酸ナトリウム (無水) 2.2 g、デオキシコール酸ナトリウム 1 g、ニュートラルレッド 30 mg 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.2~7.4 に調整する。</p> <p>なお、必要に応じてノボビオシンナトリウムを培地 1,000 mL に対して 20 mg 加える。</p> <p>これをペトリ皿に一様に広がるように 20 mL 分注し、水平に静置して凝固させた後、倒置してふたをわずかにずらし、35~37 °C で 1 時間静置して培地表面を乾燥させる。</p> <p>8) ブリリアントグリーン寒天培地^{註5} ペプトン 10 g、酵母エキス 3 g、スクロース 10 g、ラクトース一水和物 10 g、塩化ナトリウム 5 g、フェノールレッド 80 mg、ブリリアントグリーン 12.5 mg 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して</p>

改正後	改正前
<p>溶かし、pH を 6.8~7.0 に調整する。</p> <p>なお、必要に応じてノボビオシンナトリウムを培地 1,000 mL に対して 20 mg 加える。</p> <p>以下、7)による。</p> <p>9) クロモアガーサルモネラ寒天培地^{註7} ペプトン・酵母エキス混合物 7 g、選択剤・発色酵素基質混合物^{註8}12.9 g 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.5~7.7 に調整する。</p> <p>以下、7)による。</p> <p>10) TSI 寒天培地^{註9} ペプトン 15 g、肉エキス 4 g、スクロース 10 g、ラクトース一水和物 10 g、ブドウ糖 1 g、塩化ナトリウム 5 g、亜硫酸ナトリウム 0.4 g、チオ硫酸ナトリウム（無水）80 mg、硫酸鉄（II）七水和物 0.2 g、フェノールレッド 20 mg 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.3~7.5 に調整する。</p> <p>これを小試験管に 4 mL 程度分注し、121 °C で 15 分間高圧蒸気滅菌した後、半斜面（上部 1/3 が斜面、下部 2/3 が高層）に凝固させる。</p> <p>11) SIM 寒天培地^{註9} ペプトン 30 g、肉エキス 3 g、クエン酸鉄（III）アンモニウム 0.5 g、チオ硫酸ナトリウム（無水）50 mg、L-システイン塩酸塩一水和物 0.2 g 及びカンテン 5 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.3~7.5 に調整する。</p> <p>これを小試験管に 4 mL 程度分注し、121 °C で 15 分間高圧蒸気滅菌した後、高層に凝固させる。</p> <p>12) リジン脱炭酸試験用培地^{註9} ペプトン 5 g、酵母エキス 3 g、</p>	<p>溶かし、pH を 6.8~7.0 に調整する。</p> <p>なお、必要に応じてノボビオシンナトリウムを培地 1,000 mL に対して 20 mg 加える。</p> <p>以下、7)による。</p> <p>9) クロモアガーサルモネラ寒天培地^{註6} ペプトン・酵母エキス混合物 7 g、選択剤・発色酵素基質混合物^{註7}12.9 g 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.5~7.7 に調整する。</p> <p>以下、7)による。</p> <p>10) TSI 寒天培地^{註8} ペプトン 15 g、肉エキス 4 g、スクロース 10 g、ラクトース一水和物 10 g、ブドウ糖 1 g、塩化ナトリウム 5 g、亜硫酸ナトリウム 0.4 g、チオ硫酸ナトリウム（無水）80 mg、硫酸鉄（II）七水和物 0.2 g、フェノールレッド 20 mg 及びカンテン 15 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.3~7.5 に調整する。</p> <p>これを小試験管に 4 mL 程度分注し、121 °C で 15 分間高圧蒸気滅菌した後、半斜面（上部 1/3 が斜面、下部 2/3 が高層）に凝固させる。</p> <p>11) SIM 寒天培地^{註8} ペプトン 30 g、肉エキス 3 g、クエン酸鉄（III）アンモニウム 0.5 g、チオ硫酸ナトリウム（無水）50 mg、L-システイン塩酸塩一水和物 0.2 g 及びカンテン 5 g を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 7.3~7.5 に調整する。</p> <p>これを小試験管に 4 mL 程度分注し、121 °C で 15 分間高圧蒸気滅菌した後、高層に凝固させる。</p> <p>12) リジン脱炭酸試験用培地^{註8} ペプトン 5 g、酵母エキス 3 g、</p>

改正後	改正前
<p>ブドウ糖 1 g、L-リジン-塩酸塩 5 g 及びブロモクレゾールパープル 20 mg を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 6.7~6.9 に調整する。</p>	<p>ブドウ糖 1 g、L-リジン-塩酸塩 5 g 及びブロモクレゾールパープル 20 mg を水 1,000 mL に加え、沸騰水浴中で加熱して溶かし、pH を 6.7~6.9 に調整する。</p>
<p>これを小試験管に 4 mL 程度分注し、121 °C で 15 分間高压蒸気滅菌する。</p>	<p>これを小試験管に 4 mL 程度分注し、121 °C で 15 分間高压蒸気滅菌する。</p>
<p>B 培 養</p>	<p>B 培 養</p>
<p>前増菌培養 分析試料 <u>（成型ジャーキー、素材乾燥ジャーキー（ハードタイプ及びソフトタイプ）は、1 カ所以上を切断し、20 mm 以下とする。）</u> 25 g を量って滅菌済みストマッカー袋に入れ、緩衝ペプトン水 225 mL を加え、30 分間静置後、ストマッカーにより 200 rpm で 5 分間かくはん混合する。更に界面活性剤溶液 15 mL を加え、35~37 °C で 18~24 時間培養する。</p>	<p>前増菌培養 分析試料 25 g を量って滅菌済みストマッカー袋に入れ、緩衝ペプトン水 225 mL を加え、30 分間静置後、ストマッカーにより 200 rpm で 5 分間かくはん混合する。更に界面活性剤溶液 15 mL を加え、35~37 °C で 18~24 時間培養する。</p>
<p>選択増菌培養 (略)</p>	<p>選択増菌培養 (略)</p>
<p>選択分離培養 (略)</p>	<p>選択分離培養 (略)</p>
<p>純粋分離培養 (略)</p>	<p>純粋分離培養 (略)</p>
<p>確認培養 (略)</p>	<p>確認培養 (略)</p>
<p>C 同 定</p>	<p>C 同 定</p>
<p>確認同定 (略)</p>	<p>確認同定 (略)</p>
<p>血清型別^{注10} スライドグラス上に生理食塩液及びサルモネラ O 群多価血清をそれぞれ 1 滴滴下し、サルモネラの性状を示した菌を TSI 寒天培地斜面上から少量かき取り、生理食塩液と混和した後、続いて O 群多価血清と混和し、スライドグラスを前後に傾けながら凝集の有無を確認する。</p>	<p>血清型別^{注9} スライドグラス上に生理食塩液及びサルモネラ O 群多価血清をそれぞれ 1 滴滴下し、サルモネラの性状を示した菌を TSI 寒天培地斜面上から少量かき取り、生理食塩液と混和した後、続いて O 群多価血清と混和し、スライドグラスを前後に傾けながら凝集の有無を確認する。</p>
<p>O 群多価血清で凝集した菌について、同様に各 O 群血清との凝集の有無を確認し、O 群を決定する。</p>	<p>O 群多価血清で凝集した菌について、同様に各 O 群血清との凝集の有無を確認し、O 群を決定する。</p>
<p>O 群の決定した菌について、試験管法により H 血清との凝集の</p>	<p>O 群の決定した菌について、試験管法により H 血清との凝集の</p>

改正後	改正前
<p>有無を確認し、H 抗原を決定する。</p> <p>○ 群及び H 抗原が決定した菌について、Kauffmann-White の抗原表に照合し、サルモネラの血清型を確認する。</p> <p>注 1 <u>切断できない試料を除く。</u></p> <p>2 Tween 80 (Atlas Powder 製) 又はこれと同等のもの</p> <p>3 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (ハーナ・テトラチオン酸塩培地 (栄研化学製)) を用いてもよい。</p> <p>4 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (Rappaport-Vassiliadis (RV) Enrichment Broth (Oxoid 製)) を用いてもよい。</p> <p>5 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (DHL 寒天培地 (栄研化学製)) を用いてもよい。</p> <p>6 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (Brilliant Green Agar (Difco 製)) を用いてもよい。</p> <p>7 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (CHROMagar Salmonella (CHROMagar 製)) を用いてもよい。</p> <p>8 サルモネラに特有の酵素活性により分解され、紫色を呈する発色基質を混合したもの</p> <p>9 培地は、これらと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地を用いてもよい。</p> <p>10 ○ 群多価血清又は各 ○ 群血清との凝集は、1 分以内に強く凝集したものを陽性とする。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章～第 11 章 (略)</p>	<p>有無を確認し、H 抗原を決定する。</p> <p>○ 群及び H 抗原が決定した菌について、Kauffmann-White の抗原表に照合し、サルモネラの血清型を確認する。</p> <p>(新設)</p> <p>注 1 Tween 80 (Atlas Powder 製) 又はこれと同等のもの</p> <p>2 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (ハーナ・テトラチオン酸塩培地 (栄研化学製)) を用いてもよい。</p> <p>3 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (Rappaport-Vassiliadis (RV) Enrichment Broth (Oxoid 製)) を用いてもよい。</p> <p>4 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (DHL 寒天培地 (栄研化学製)) を用いてもよい。</p> <p>5 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (Brilliant Green Agar (Difco 製)) を用いてもよい。</p> <p>6 培地は、これと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地 (CHROMagar Salmonella (CHROMagar 製)) を用いてもよい。</p> <p>7 サルモネラに特有の酵素活性により分解され、紫色を呈する発色基質を混合したもの</p> <p>8 培地は、これらと同等の組成を有する市販の乾燥粉末培地を用いてもよい。</p> <p>9 ○ 群多価血清又は各 ○ 群血清との凝集は、1 分以内に強く凝集したものを陽性とする。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章～第 11 章 (略)</p>

改正後	改正前
<p>別表 1</p> <p>試薬で特級とあるのは、<u>産業標準化法</u>（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本<u>産業規格</u>の一般試薬の特級の規格に該当するものを、また、日局とあるのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく日本薬局方の規格に該当するものを示す。</p> <p>また、CAS とあるのは、アメリカ化学会発行の <i>Chemical Abstracts</i> 誌で使用される化合物登録番号を示す。</p> <p>〔以下略〕</p> <p>別表 2・別表 3 （略）</p>	<p>別表 1</p> <p>試薬で特級とあるのは、<u>工業標準化法</u>（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本<u>工業規格</u>の一般試薬の特級の規格に該当するものを、また、日局とあるのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく日本薬局方の規格に該当するものを示す。</p> <p>また、CAS とあるのは、アメリカ化学会発行の <i>Chemical Abstracts</i> 誌で使用される化合物登録番号を示す。</p> <p>〔以下略〕</p> <p>別表 2・別表 3 （略）</p>